



# 下水道使用料の改定案について

令和7年度

第5回 滝沢市上下水道事業経営審議会

令和8年3月17日

# 目次

1. 今回の使用料改定のめざすところ〔前回のふりかえり〕
2. 財政収支計画と使用料対象経費の算定
3. 使用料改定の方針
4. 使用料改定案の検討
5. 汚水排除量について
6. 安定的で持続可能な事業経営にむけて
7. 今後のスケジュール



# 1. 今回の使用料改定のめざすところ

## 1 経費回収率100%の達成による経営の健全化

【地方公営企業法第17条の2第2項】

「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、～(略)～当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

独立採算の原則⇒経費回収率は100%以上が望ましい。

## 2 改定時から4年間程度の必要経費を賄う収入の確保による経営の安定化

今後も下水道事業を取り巻く経営環境に対応しながら、おおむね4年ごとの使用料の見直し検討が必要と考える。

⇒今回改定では、次回見直し時期となる4年後までの必要経費を賄う収入を確保し、経営の安定化を図る。

### 3 次回見直し時期である4年後までに7億円～8億円程度を資金として確保



## 災害の発生

- ・ 使用料収入が見込めない可能性
- ・ 事業の継続運営の必要
- ・ 復旧に向けての費用が新たに必要

- ・ 下水道使用料収入 R3～R6平均 **約5.2億円/年**
- ・ 借入金の返済 R3～R6平均 **約3.2億円/年**
- ・ 滝沢市で想定される大規模災害は直下型地震であり、過去の地震による管渠の被災率の事例から、管渠の被災率を1%～2%と見込んだ場合

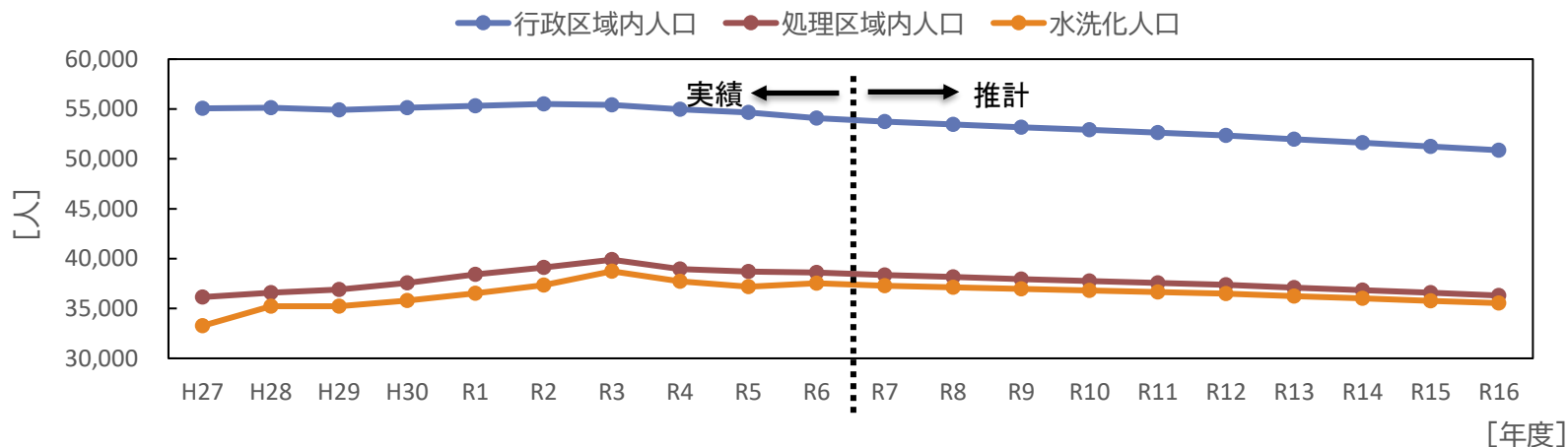
滝沢市の下水道管渠の総延長205km ⇒ 約2km～4kmが被災

管渠の改修費用は1km 1億円以上 ⇒ **約2億円～4億円以上の改修費**

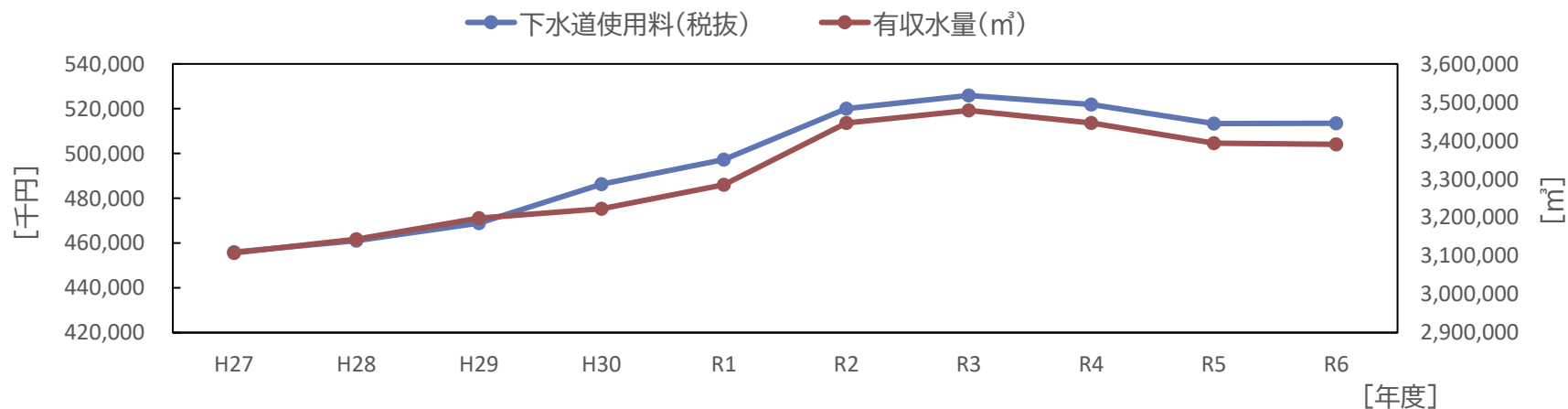
※R6実績では1kmあたり約3億円の改修費

4年後までに7億円～8億円の資金残高を確保

## 2. 財政収支計画と使用料対象経費の算定



人口推計



下水道使用料収入と有収水量の実績

## ○使用料を改定しない場合の投資財政計画

過去5年間の決算値を基に、今後の人口推移、施設整備・更新予定、物価上昇を考慮し、将来値を予測。

	実績←		→予測					
	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
使用料収入 ①	513,514	516,481	514,940	513,247	511,435	509,530	507,547	504,611
汚水処理費 ②	726,640	802,831	796,969	811,841	813,571	820,114	826,828	832,320
不足額 ②-①	▲213,126	▲286,350	▲282,029	▲298,594	▲302,136	▲310,584	▲319,281	▲327,709
経常損益	123,231	34,724	34,877	17,341	12,588	4,114	▲8,693	▲20,932
資金残高	499,149	495,447	502,259	499,789	500,106	497,473	495,776	496,147

※汚水処理費・・・主に資本費+維持管理費

単位:千円

汚水処理に係る費用は、「受益者負担」の原則に基づき下水道使用者が負担するものであり、公費負担分を除き使用料対象経費とできる。

- ・人口減少等に伴い令和3年度をピークとして使用料収入は減少する一方、維持管理費用等は増加し、令和12年度以降は純損失が発生。
- ・現預金残高はほぼ一定であるが、今後の施設の更新準備や災害に備える十分な資金確保はできていないまま推移する。

## ○下水道の管理運営に必要な見込額について

**使用料で回収するべき経費は「資本費」と「維持管理費」**

※資本費…減価償却費+借入金の支払利息

前回までの経営審議会での内容のとおり、今後は使用料収入が減少していく一方で維持管理費等の下水道の管理運営に必要な費用の増加が見込まれている。事業の安定的経営を目指すためには、使用料対象経費部分の回収率を高める必要がある。

項目	項目の内容	計上内容
<b>営業費用</b>		
職員給与費	職員の給料・手当等の人件費	職員構成に大幅な増減はないと見込み、過去5年間の決算値に基づく職員平均単価及び職員数により計上
動力費	マンホールポンプや流量計を動かす施設電気料 等	過去5年間の決算値に基づく平均値を基に物価上昇分を見込み計上
修繕費	管路やマンホールなどの施設修繕に要する経費 等	過去5年間の決算値に基づく平均値を基に物価上昇分を見込み計上
材料費	修繕が必要となった場合に支給する材料の経費	年度による大幅な増減はないと見込み、過去5年間の決算値に基づく平均値を計上
委託料	施設の点検業務や水質調査業務など維持管理に係る委託料等の経費	過去5年間の決算値に基づく平均値を基に物価上昇分を見込み計上
流域下水道維持管理費負担金	岩手県に対し、北上川上流流域下水道の維持管理に要する経費として負担する負担金	R7～R9は覚書による確定値、R10以降は岩手県県土整備部下水環境課資料に基づき、今後の都南処理区の負担金の見通し額から、現時点の覚書に記載されている本市の過去5年間水量比により算出した値を計上
減価償却費	管路・マンホール蓋など、過去に取得した固定資産の費用を分割して費用として計上するもの	取得済みの資産と今後取得予定の資産の減価償却費を計上
資産減耗費	固定資産を廃棄する際に、まだ費用として計上されていない減価償却費の費用を計上するもの	年度による大幅な増減はないと見込み、過去の実績に基づく平均値を計上
その他	一般会計や水道事業会計への負担金 等	年度による大幅な増減はないと見込み、過去の実績に基づく平均値を計上
<b>営業外費用</b>		
支払利息	企業債の借入金に伴う利息の支払分	借入済みの企業債及び新規に借入する企業債の利子分を計上

## ○今回の改定に必要な見込額と算定期間について

長期的な期間を算定期間とした場合、物価上昇や人口動態の変化等の影響を受けることにより適正な使用料算定とならない可能性があるため、4年間(令和9年度から令和12年度まで)を算定期間とする。

R9年度からR12年度までの使用料対象経費の部分を賄う使用料収入が必要な見込み額となる。

実績← →予測

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	4年間 合計
<b>営業費用</b>	824,290	887,136	882,176	898,747	900,825	908,738	915,502	3,623,812
職員給与費	16,122	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	95,916
動力費	8,736	8,400	8,576	8,756	8,940	9,128	9,320	36,144
修繕費	2,425	8,858	9,044	9,234	9,429	9,627	9,830	38,120
材料費	0	59	59	59	59	59	59	236
委託料	19,844	19,961	20,380	20,809	21,246	21,692	22,147	85,894
流域下水道維持管理費負担金	203,529	247,265	236,781	246,130	241,499	241,710	242,237	971,576
減価償却費	506,987	509,214	513,957	520,380	526,273	533,143	538,530	2,118,326
資産減耗費	6,756	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	25,116
その他	59,891	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121	252,484
<b>営業外費用</b>	59,568	55,354	55,489	57,645	58,827	60,299	62,250	239,021
支払利息	59,564	55,354	55,489	57,645	58,827	60,299	62,250	239,021
<b>経常費用合計</b>	883,858	942,490	937,665	956,392	959,652	969,037	977,752	3,862,833
<b>経常損益</b>	123,231	34,724	34,877	17,341	12,588	4,114	-8,693	-
<b>資金残高</b>	499,149	495,447	502,259	499,789	500,106	497,473	495,776	-

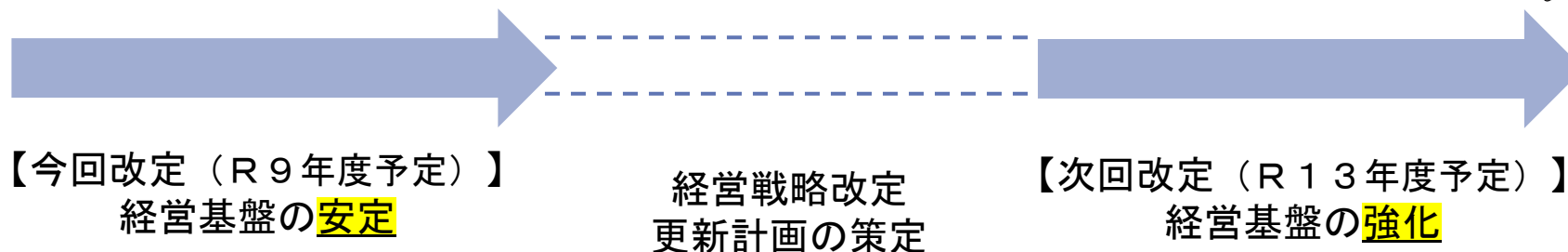
# 3. 使用料改定の方針

## ○改定率の検討

シミュレーション結果から、使用料対象経費すべてを1年ごとに使用料で回収する(経費回収率100%)ことを目指す場合、改定率は**28.4%**となる。

→今回の改定率としては使用者への負担が大きいと判断。

使用者の負担を適正なものとし、**①事業の安定的経営**と**②災害への備え**をするため、使用料対象経費の回収率を現在より高めるとともに、**令和12年度末には7億～8億円程度の資金残高を確保できるよう**、**10%～15%程度**の平均改定率を見込む。



今回の改定による利用者への負担を考慮しつつ、**①事業の安定的経営**と**②災害への備え**をするための改定率としては12%程度が適当であり、以下の事業費が必要な見込み額である。

- ・事業の安定的経営のため、R9年度からR12年度までの使用料対象経費部分の経費回収率を高める。
- ・災害等に対応できる経営基盤の確保のため、令和12年度末までに7億4千万円程度の資金残高を確保する。

実績 ← → 予測

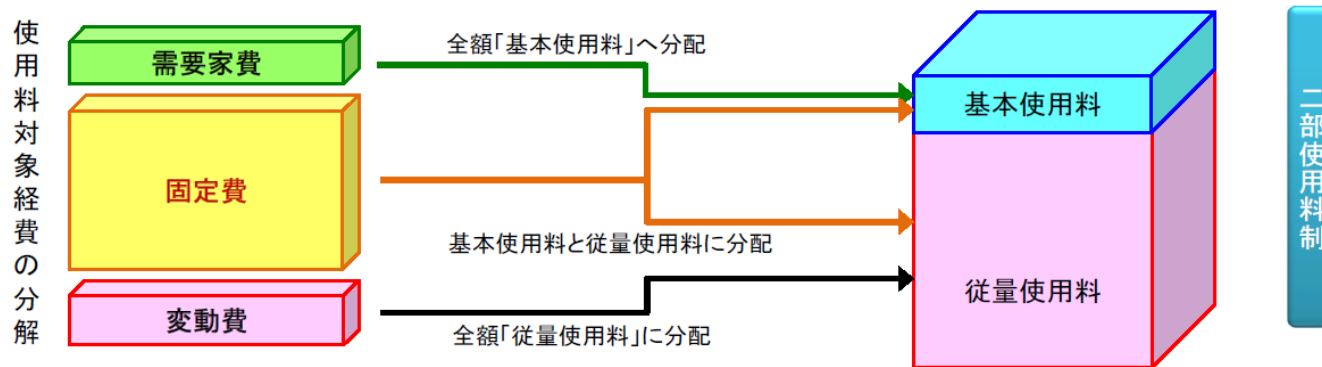
単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	4年間 合計
<b>営業費用</b>	824,290	887,136	882,176	898,747	900,825	908,738	915,502	3,623,812
職員給与費	16,122	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	23,979	95,916
動力費	8,736	8,400	8,576	8,756	8,940	9,128	9,320	36,144
修繕費	2,425	8,858	9,044	9,234	9,429	9,627	9,830	38,120
材料費	0	59	59	59	59	59	59	236
委託料	19,844	19,961	20,380	20,809	21,246	21,692	22,147	85,894
流域下水道維持管理費負担金	203,529	247,265	236,781	246,130	241,499	241,710	242,237	971,576
減価償却費	506,987	509,214	513,957	520,380	526,273	533,143	538,530	2,118,326
資産減耗費	6,756	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	25,116
その他	59,891	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121	63,121	252,484
<b>営業外費用</b>	59,568	55,354	55,489	57,645	58,827	60,299	62,250	239,021
支払利息	59,564	55,354	55,489	57,645	58,827	60,299	62,250	239,021
<b>経常費用合計</b>	883,858	942,490	937,665	956,392	959,652	969,037	977,752	3,862,833
<b>資金残高</b>	499,149	495,447	502,259	約56,000程度	約62,000程度	約68,000程度	約74,000程度	—

## ○使用料対象経費の分解・配賦について

使用料対象経費である資本費・維持管理費は以下のとおりに分解される。

- ・ 需要家費：使用水量の多寡に係わりなく主として使用者数に対応して増減する経費（検針経費、調定事務経費等） → 基本使用料分へ振り分け
- ・ 固定費：使用水量及び使用者数の多寡に係わりなく施設規模に応じて固定的に必要な経費（資本費、電力料金の基本料金等） → 基本使用料・従量使用料分へ振り分け
- ・ 変動費：主として使用水量の多寡に応じて変動する経費（動力費の大部分、薬品費等） → 従量使用料へ振り分け



※(公社)日本下水道協会資料より

## ○現行使用料体系における配賦状況

- ・本市の現行使用料体系における配賦状況

基本使用料分：従量使用料分 = 40.2% : 59.8%

「将来の有収水量減少に備えるためには、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を、漸進的に高めていく必要がある。」

※出典 国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書

- ・事業運営に必要な経費を安定的に確保するためには、基本使用料の割合を高めることが望ましいが、使用料対象経費のほぼ大半（約97%）を占める「需要家費」と「固定費」をすべて基本使用料で回収しようとした場合、基本使用料が極めて高額となる。
- 固定費の配賦割合は基本使用料：従量使用料分 = 30 : 70とし、全体の配賦割合は、現行と同程度の基本使用料：従量使用料分 = 40 : 60を基本とし検討する。

## ○基本水量制の継続・廃止について

- ・基本水量制は基本料金に一定の水量を付与することで一定水量の使用を促進し、公衆衛生の向上・生活環境の改善を目的に全国的に導入されてきたもの。
- ・少子高齢化による単身世帯の増加や、節水機器の普及・機能向上、節水意識の高まりなどにより、基本水量に満たない世帯も増加していることから廃止の検討が必要である。

「基本水量制は、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平性の観点から課題もあることから、漸進的に解消させていくことが望ましい。」

※出典 国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書

### 今回の改定方針

- ・現行の使用料体系により一定の必要額が確保されていること、恒常的赤字がないことなどから、**使用量ごとの段階など抜本的に見直すという方法はとらず、基本水量の有無の検討と現行の単価の調整を図ることにより見直しを図る。**
- ・用途区分については、現行と同じとし、一般用、浴場用、臨時用とする。
- ・水道水以外の水を使用している場合の汚水排除量の基準水量を見直す。

## 4. 使用料改定案の検討

前回の会議において、複数の改定案のうちから、以下の方針による改定案を選定。

- ・ 「基本料金」を1,030円 → 1,150円へ増額。
- ・ 「基本水量」を廃止し、従来基本料に含まれていた0～5 m<sup>3</sup>の水量区分についても従量料金を設定。低使用量世帯にも一定の負担を求める。
- ・ 標準使用量世帯へは影響を配慮し、一定の保護を図る。
- ・ 大口使用者は環境負荷への程度を踏まえた改定とする。

→ただし、一部の水量区分の使用料について再度負担の調整を検討する。

## 【D-1案】基本水量なし 平均改定率12.0%目標

- ・基本水量を廃止し、「基本料金」を1,030円→1,150円へ増額。
- ・従来基本料に含まれていた0～5m<sup>3</sup>の従量料金を30円とし、低使用量世帯に一定の負担を求める。
- ・6～20m<sup>3</sup>は据置き、30m<sup>3</sup>までは5円の負担増とし、標準使用量世帯へ配慮。
- ・31m<sup>3</sup>以上の使用者は段階的な負担増を設定。

〈特徴〉（5m<sup>3</sup>まで30円増、20m<sup>3</sup>まで据置き、30m<sup>3</sup>まで5円、31m<sup>3</sup>以上は15～25円増）

標準世帯を保護しつつ、大口使用者に応分負担を求める「中間型」

単位（円：税抜）

用途別	区分	水量区分	改定前(円、税抜)	改定後(円、税抜)
一般用	基本料金		1,030	1,150
	従量料金 1m <sup>3</sup> につき	0～5m <sup>3</sup>	0	30
		6～10m <sup>3</sup>	90	90
		11～20m <sup>3</sup>	130	130
		21～30m <sup>3</sup>	140	145
		31～50m <sup>3</sup>	150	175
		51～100m <sup>3</sup>	165	185
		101～500m <sup>3</sup>	175	195
		501～1,000m <sup>3</sup>	185	205
		1,001m <sup>3</sup> ～	195	220
浴場用		基本料金	5m <sup>3</sup> まで	1,030
	従量料金	0～5m <sup>3</sup>	0	78
		6m <sup>3</sup> ～ 1m <sup>3</sup> につき	70	
臨時用		1m <sup>3</sup> につき	195	220
資金残高			499,149千円 (R6年度末)	741,583千円 (R12年度末)

## 【D-2案】基本水量なし 平均改定率12.0%目標

- ・基本水量を廃止し、「基本料金」を1,030円→1,150円へ増額。
- ・従来基本料に含まれていた0～5m<sup>3</sup>の従量料金を30円とし、低使用量世帯に一定の負担を求める。
- ・6～10m<sup>3</sup>は据置き、20m<sup>3</sup>までは1円、30m<sup>3</sup>までは6円の負担増とし、標準使用量世帯へ配慮。
- ・31m<sup>3</sup>以上の使用者は段階的な負担増を設定。

〈特徴〉 (5m<sup>3</sup>まで30円増、10m<sup>3</sup>まで据置き、20m<sup>3</sup>まで1円、30m<sup>3</sup>まで6円、31m<sup>3</sup>以上は15～25円増)

### 標準世帯を保護しつつ、大口使用者に応分負担を求める「中間型」

単位（円：税抜）

用途別	区分	水量区分	改定前(円、税抜)	改定後(円、税抜)
一般用	基本料金		1,030	1,150
	従量料金 1m <sup>3</sup> につき	0～5m <sup>3</sup>	0	30
		6～10m <sup>3</sup>	90	90
		11～20m <sup>3</sup>	130	131
		21～30m <sup>3</sup>	140	146
		31～50m <sup>3</sup>	150	165
		51～100m <sup>3</sup>	165	185
		101～500m <sup>3</sup>	175	195
		501～1,000m <sup>3</sup>	185	205
		1,001m <sup>3</sup> ～	195	220
浴場用		基本料金	5m <sup>3</sup> まで	1,030
	従量料金	0～5m <sup>3</sup>	0	78
		6m <sup>3</sup> ～ 1m <sup>3</sup> につき	70	
臨時用		1m <sup>3</sup> につき	195	220
資金残高			499,149千円(R6年度末)	740,364千円(R12年度末)

## 現行とD-1案、D-2案の比較

- ・D-1案 基本水量なし 平均改定率12.0%目標  
(5㎡まで30円増、20㎡まで据置き、30㎡まで5円、31㎡以上は15～25円増)
- ・D-2案 基本水量なし 平均改定率12.0%目標  
(5㎡まで30円増、10㎡まで据置き、20㎡までは1円、30㎡までは6円、31㎡以上は15～25円増)

単位（円：税抜）

	水量区分	現行	D-1案	D-2案
基本料金	-	1,030	1,150	1,150
従量使用料	0～5㎡	0	30	30
	6～10㎡	90	90	90
	11～20㎡	130	130	131
	21～30㎡	140	145	146
	31～50㎡	150	175	165
	51～100㎡	165	185	185
	101～500㎡	175	195	195
	501～1000㎡	185	205	205
	1001㎡～	195	220	220
浴場用	基本料金	1,030	1,150	1,150
	0～5㎡	0		
	5㎡超過分	70	78	78
臨時用	-	195	220	220
資金残高見込		499,149千円	741,583千円	740,364千円

※資金残高見込は、現行はR6年度末の残高、各案はR12年度末の見込み残高。

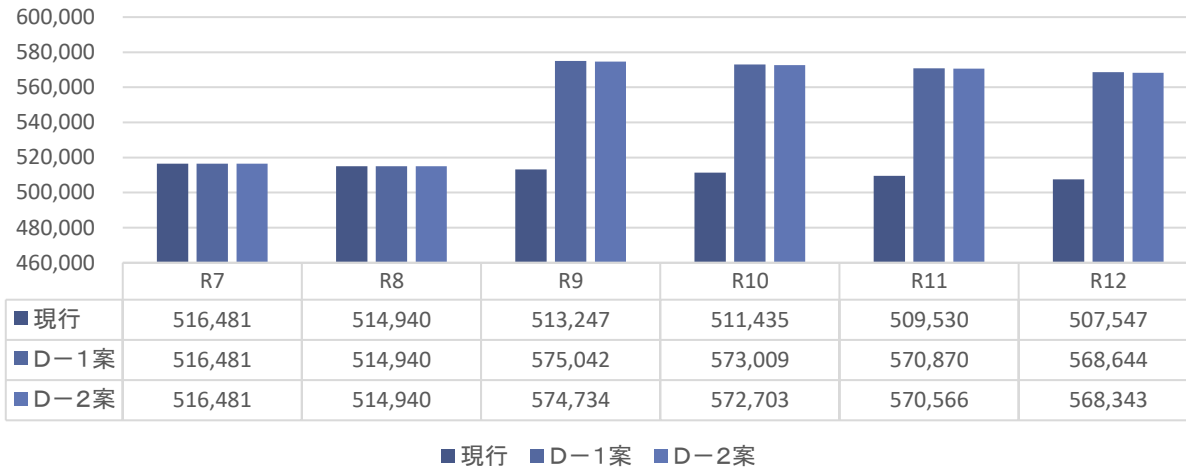
## ○滝沢市の使用料の分布

使用水量別にみた下水道使用料の分布を見ると、11～20m<sup>3</sup>が件数、使用量、料金ともに最も高くなっていて、21～30m<sup>3</sup>が次いで高くなっている。

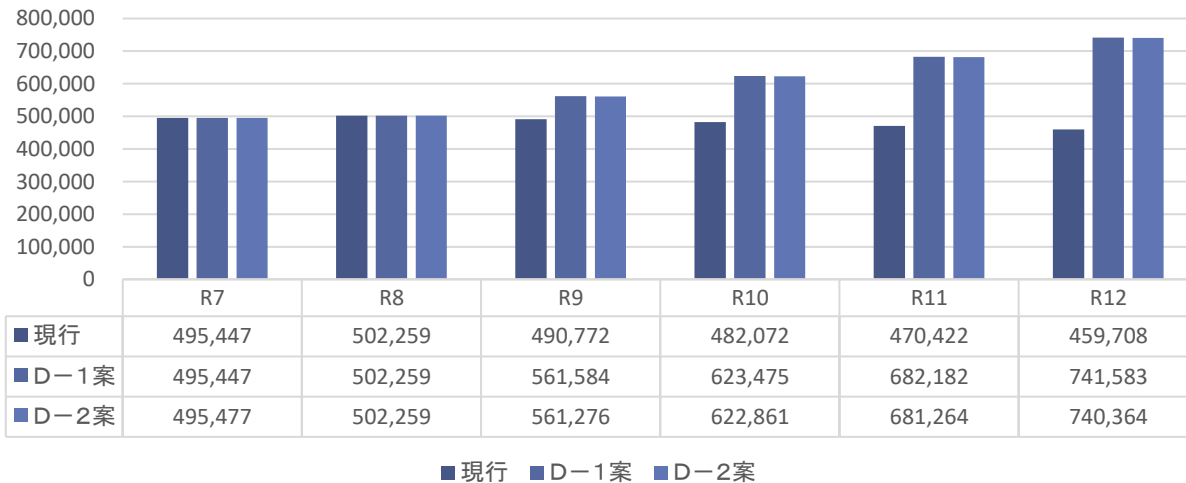
### ◆使用水量別 下水道使用料 R6年度

使用水量 段階 (m <sup>3</sup> )	件数 (件)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円、税抜)
0 - 5	34,748	97,971	34,986,610
6 - 10	37,223	297,792	48,481,880
11 - 20	71,229	1,099,232	155,789,000
21 - 30	38,920	959,714	133,595,800
31 - 50	14,600	534,588	75,543,750
51 - 100	1,904	120,266	17,824,435
101 - 200	593	84,601	13,531,425
201 - 500	384	113,741	19,026,785
501 - 1,000	55	38,852	6,798,770
1,001 - 5,000	32	43,497	7,935,675
5,001 - 10,000	0	0	0
10,001以上	0	0	0
合計	199,688	3,390,254	513,514,130

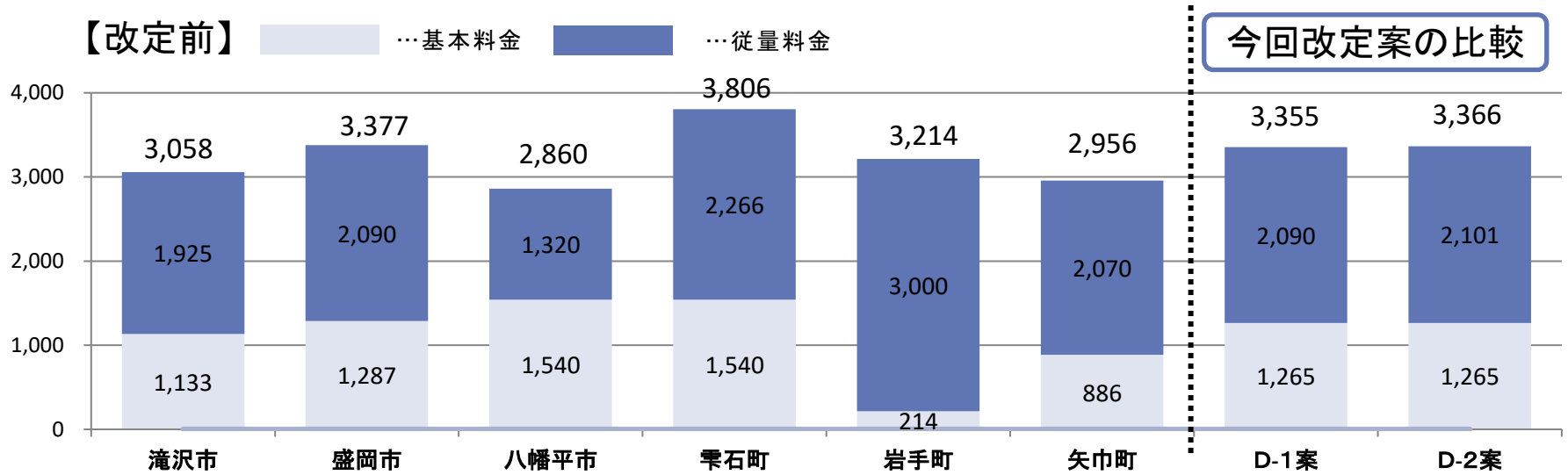
### 使用料金収入の推移見込



### 資金確保の推移見込



# ○ 近隣他団体との使用料比較 ( 20m<sup>3</sup>/1か月 ) ※金額は税込換算(円)



	基本料金	~5m <sup>3</sup>	~10m <sup>3</sup>	~20m <sup>3</sup>	合計	現行との差額
現行	1,133	0	495	1,430	3,058	0
D-1案	1,265	165	495	1,430	3,355	297
D-2案	1,265	165	495	1,441	3,366	308

# 5. 汚水排除量について

○滝沢市下水道条例(昭和58年滝沢村条例第1号)第34条第1項

汚水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者権限を行う市長が認定する。
- (3) 水道水と水道水以外の水を併用した場合は、水道水については第1号の規定により、水道水以外の水については前号の規定によりそれぞれ算出した量を合算した量とする。

○滝沢市下水道条例施行規程(平成27年滝沢市上下水道部規程第2号)第13条第1項

条例第34条第1項第2号の規定による排除量の認定基準は次の各号による。

- (1) 一般家庭用として水道水以外の水を使用している場合は、1人につき1月当たり5立方メートルとし、世帯の構成員数を乗じた量とする。
- (2) 水道水を併用している前号の場合は、同号により算出した量の2分の1とする。
- (3) 前2号の排除量は、別に変更しない限り、毎月同量とする。

・厚生労働省調査 家庭内での1人1日使用水量 約230L

⇒月約7,130L (約7.13m<sup>3</sup>/人・月)

・滝沢市における1人1月あたり有収水量 (全使用者・R2～R6)

⇒約7.5～7.7m<sup>3</sup>/人・月

・滝沢市における1人1月あたり有収水量 (0～50m<sup>3</sup>使用世帯・R2～R6)

⇒約6.7～6.8m<sup>3</sup>/人・月



### 【改定前】

(1) 一般家庭用として水道水以外の水を使用している場合は、1人につき1月当たり**5立方メートル**とし、世帯の構成員数を乗じた量とする。



### 【改定後】

(1) 一般家庭用として水道水以外の水を使用している場合は、1人につき1月当たり**7立方メートル**とし、世帯の構成員数を乗じた量とする。

## 6. 安定的で持続可能な事業経営にむけて

今後も経営環境の変化を捉えながら、安定的で持続可能な事業経営のため次のことに取り組んでいきます。

- 使用料妥当性の検討(4年おきに見直し)
- 経営の効率化、合理化
- 接続率向上、不明水対策の推進
- わかりやすくて的確な情報の発信
- 経営の透明性の確保
- 広域化の推進



# 7. 今後のスケジュール



時期	下水道使用料改定に係る予定	使用料改定以外の予定
R7. 8月27日	滝沢市上下水道事業の今後の見通しについて	社会資本整備総合交付金事業評価について
R7. 10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 下水道事業の概要</li> <li>・ 公共下水道事業会計の経営状況と使用料改定の検討について</li> <li>・ 下水道使用料の現状について</li> </ul>	報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度滝沢市水道事業会計決算について</li> <li>・ 令和6年度滝沢市下水道事業会計決算について</li> <li>・ 令和7年度滝沢市水道事業進捗状況について</li> <li>・ 令和7年度滝沢市下水道事業進捗状況について</li> </ul>
R7. 12月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料改定案について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年度滝沢市水道事業会計予算基本方針について</li> <li>・ 令和8年度滝沢市下水道事業会計予算基本方針について</li> </ul>
R8. 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料改定案について</li> </ul>	
R8. 3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料改定案について</li> <li>・ 答申（案）について</li> <li>・ 答申</li> </ul>	